## 障がい者控除対象者認定書の交付について

障がい者手帳等の交付を受けていない場合でも、高槻市長が身体障がい者等に準ずる者として認定をした者は、税金の控除(障がい者控除)を受けることができます。

本市では、審査により障がい者に準ずると認定した方に「障がい者控除対象者認定書」を発行しています。

- 1 「障がい者控除対象者認定書」認定の対象者(次のすべてに該当する方)
  - ① 認定基準日現在で満65歳以上の方
  - ② 身体障がい者手帳・療育手帳等を所持していない方
  - ③ 認知症または身体の障がいにより日常生活に支障のある方(基準は裏面のとおり) ※寝たきりの場合は、②・③に該当する方
- 2 認定基準日

所得控除を受けようとする対象年の12月31日 (ただし、死亡した場合は、死亡日とする。)

3 申請方法等

「申請者」

本人(障がい者控除対象者)・親族・本人の同意を得ている方 「提出資料」

- ○要介護認定を受けている方
  - 「障がい者控除対象者認定申請書(様式第1号)」
- 〇要介護認定を受けていない方・認定の期間内に著しく心身の状況が変化した方 「障がい者控除対象者認定申請書(様式第1号)」 「高齢者調査記録票(様式第2号)」
- 4 認定書の発行

受理後、2週間程度で郵送します。

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 健康福祉部 長寿介護課 本館1階 7番窓口

電 話:(072)674-7166

## ■認定の基準

介護保険の要介護認定資料等に基づき、下記の認定区分に該当するかを判定します。介護保険の認定のない方は、高齢者調査記録票により、同様の基準で判定します。

認定区分		認定の基準
自立(非該当)		認知症を有しない。何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。 障がいを有しない。何らかの障がい等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。
障がい者	知的障がい者(軽度・中度) に準じる。	日常生活に支障を来たすような症状・行動 や意思疎通の困難さが多少見られても、誰 かが注意していれば自立できる。 (家庭外・家庭内でも上記状態が見られ る)
	身体障がい者(3級~6級)に準じる。	屋内での生活は概ね自立しているが、介助 なしには外出しない 。
特別障がい者	知的障がい者(重度)に準じる。	日常生活に支障を来たすような症状・行動 や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要 とする。 (日中・夜間を中心として、上記状態が見 られる)
	身体障がい者(1級、2級) に準じる。	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中 もベッド上での生活が主体であるが、座位 を保つ。 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着 替において介助を要する。
	ねたきり高齢者 常に就床を要し、複雑な介護を要する状態。 (6ヶ月以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態)	